

「新しい公共推進会議」での共同意見書

(社福)大阪ボランティア協会 常務理事／(特活)日本NPOセンター 副代表理事 早瀬 昇
(特活)国際協力NGOセンター 事務局長 山口 誠史
CSOネットワーク 共同事業責任者 黒田かをり

私たち3委員で意見交換した結果、東日本大震災に対して、以下のような意見をまとめました。

1. 基本的な考え方

- (1) 政府・自治体は、災害時にボランティア／NPOが行政では実現しにくい活動を展開しやすい理由を理解し、個々に独立して多彩に展開される自由な取り組みを制約しないことが重要です。
- (2) ボランティアの意欲が効果的な被災者応援に結び付くには、専門性を身に付けたボランティアコーディネーターや組織マネジメントに長けた専任スタッフの存在が必要であり、その人件費やコーディネーション機能等の維持に関わる経費が不可欠であることへの理解を広く普及する必要があります。
- (3) 政府・自治体およびマスメディアは、ボランティアの主体性を尊重し、「派遣」「指揮」など、ボランティアの主体性を考慮せず、その特性を損ないかねない表現を避けるべきです。
- (4) 被災者の生活再建に向けた支援活動は緊急かつ継続的に取り組まねばなりません。社会には同様に解決が必要な課題は多く、それぞれの課題に関わるNPOの取り組みがあります。マスメディアは被災地への支援活動だけに偏らず、多様な市民活動に関する報道も進めることが大切です。

2. ボランティア／NPOによる被災者の生活再建支援活動を活発化するための当面の対策

ボランティア／NPOの活動を活発化するため、以下の施策が必要です。

(1) 被災地内の市民活動への応援と救済策の設定

- ・被災された人々の痛みは一人ひとり異なり、その一人ひとりに寄り添う活動ができることは市民活動の重要な特性です。被災地内での市民活動の活性化を進める取り組みが必要です。
- ・しかし、その市民活動団体自身も被災しています。そこで、特にNPO法人や認定NPO法人に対しては、NPO法等の規定の特例(報告書提出期限の延長、会員減による解散回避、認定NPO法人の一部取消要件の免除など)を設け、救済措置をとるべきです。

(2) 被災地の復興や被災者の生活再建を応援する市民活動団体の活動活性化に向けた施策

- ・市民活動団体の活動を活性化、義援金や支援金の促進を図るため、NPO法の改正、市民公益税制改革の早期実現、「新しい公共」支援事業の弾力的運用などを進めるべきです。
- ・義援金と共に活動支援金の募集を進めるとともに、中央共同募金会の募集する「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」において上記専門スタッフの人件費等の配分を認めるべきです。

(3) 行政と市民活動団体の連携推進

- ・「震災ボランティア連携室」は、特に市民活動と関係省庁との連携を進めるコーディネーション機関として、その取り組みの活発化を望みます。

角	説
---	---

1. 基本的な考え方

- (1) 政府・自治体は、災害時にボランティア／NPOが行政では実現しにくい活動を展開しやすい理由を理解し、個々に独立して多彩に展開される自由な取り組みを制約しないことが重要です。

特に災害救援復興期にボランティアやNPOが行政に比して高い機動性や多彩な活動展開ができるのは、これら民間の主体は「全体の奉仕者」である行政と違い、全体の拘束を受けないからです。全体の奉仕者である行政は、まず全体状況の把握ができなければ、個々の個別的な生活再建ニーズに即座に対応すると「早い者勝ち」で不公平だ」という非難にさらされます。このため被災者の生活を基盤的に支える一律の対応はできるものの、被災者の個々のニーズに対応することは極めて困難です。

これに対してNPO等は、自己責任で行動できるため、目の前の被災者の依頼に即座に対応できますし、支援する対象を絞り、その相手に応じたサービスを提供でき、さらに思い付きから生まれた様々な取り組みでさえ、結果として多彩なサービスとして被災者を支えていきます。さらに専門職であるボランティアコーディネーターが配置された拠点では、個別具体的な応援依頼と、それに応じるボランティアのマッチングを機動的に進め、一律ではなく、一人ひとりに応じた支援が進められます。

このような両者の特性を考えると、行政は被災者の生活再建に向けた基盤整備を進め、NPO等は行政とは独立に、その特性を生かした多彩な活動が展開できる環境を整えることが必要です。

- (2) ボランティアの意欲が効果的な被災者応援に結び付くには、専門性を身に付けたボランティアコーディネーターや組織マネジメントに長けた専任スタッフの存在が必要であり、その人件費やコーディネーション機能等の維持に関わる経費が不可欠であることの理解を広く普及する必要があります。

どれほど多くのボランティアが被災地に集っても、被災された人々や避難所・集積所などからの個々のニーズとのマッチングが成立しなければ、その意欲は形になりません。しかもボランティアの応援を受けるということは、家族からの応援や行政サービスの利用、企業からの商品購入に比べ、格段に心理的負担が大きくなります。そこで、被災者の生活再建への願いにボランティアが共感し、被災者の願いの実現を共に進める協働関係を作っていくことが必要です。またボランティアは、指示を待つ受け身の姿勢ではなく、自主的・主体的に課題解決にあたらうとする時にこそ、創造性を発揮し、多彩な活動が生み出されます。そこで、被災者とボランティアの双方の思いを受け止め、両者が対等な関係で課題解決にあたるようサポートする専門職、ボランティアコーディネーター¹が必要になります。

また、災害復興に向けた活動を継続的に計画だつて進めていくには、活動を進める組織

¹「ボランティアコーディネーター」とは、市民が社会的な活動に参加することを促進し支える専門スタッフのこと。災害時には、被災地などに作られる災害ボランティアセンターや生活拠点などで、被災者の思いや要望、困りごとなどを丁寧に聴き取り、本当に必要としているニーズを掘り起こし、ボランティア活動希望者に正確に伝え、被災者支援の活動に結びつける役割を果たす。(特定非営利活動法人 日本ボランティアコーディネーター協会のホームページより)

の体制整備が不可欠で、明確な活動理念を掲げ組織のマネジメントにあたる人材および現地で事務サポートを継続的に行う組織基盤が必要になります。

これらは、余暇を生かして出来るものではなく、手弁当で続けられるものでもありません。上記スタッフの person 費や事業継続に関わる経費が不可欠であることの理解を広く普及することが必要です。

- (3) 政府・自治体およびマスメディアは、ボランティアの主体性を尊重し、「派遣」「指揮」など、ボランティアの主体性を考慮せず、その特性を損ないかねない表現を避けるべきです。

ボランティア活動は個人が自主的に“共感”にもとづき無償で行うものです。誰かの命令で行うものではありません。「派遣」や「指揮命令」といった表現を使ってボランティアを組織化することは、ボランティアの指示待ち化を招き、多彩さや機動性といったボランティアの長所を活かせません。この種の表現は避けるべきです。

- (4) 被災者の生活再建に向けた支援活動は緊急かつ継続的に取り組まねばなりません。社会には同様に解決が必要な課題は多く、それぞれの課題に関わるNPOの取り組みがあります。政府・マスメディアは被災地への支援活動だけに偏らず、多様な市民活動に関する啓発・報道も進めることが大切です。

被災された人々への支援活動を緊急に、かつ継続的に取り組まねばならないことは論を待ちません。しかし、社会には同様に解決が必要な課題は数多くあり、それぞれの課題に関わるNPOの取り組みがあります。その取り組みの多くは、市民等の支援を受けて活動を続けていますが、政府の啓発やマスメディアの報道は被災地での支援活動に集中し、他の活動が顧みられなくなっています。政府やマスメディアは被災地への支援活動だけに偏らず、多様な市民活動に関する啓発や報道も進めることが大切です。

2. ボランティア／NPOによる被災者の生活再建支援活動を活発化するための当面の対策

- (1) 被災地内の市民活動への応援と救済策の設定

東日本大震災では、被災地の（認定）NPO法人も多くが被害を受けました。

一方で、特定非営利活動促進法（NPO法）や認定NPO法人制度・寄付税制には、所轄庁・国税庁への報告書提出や定款による制限など、制度上の義務・制約があります。しかし、被災地での書類作成は不可能に近く、また全国のNPO法人も緊急支援を優先せざるを得ないのが現状です。

戦後最大の危機である東日本大震災の重大性・緊急性を踏まえ、ぜひとも、被災した（認定）NPO法人への救済措置の実現が必要です。

① NPO法上義務付けられる手続き・報告等の免除・期限延長

- ・事業年度終了後3ヶ月以内の総会開催・報告書提出等の免除・期限延長
- ・事務所移転や合併・解散手続き等の簡素化
- ・所轄庁をまたぐ事務所移転の定款変更認証を免除 等

② 認定NPO法人における一部取消要件の免除

- ・「役員の特特定人要件」等の取消し要件の適用免除 等

理由：NPO法では事業年度終了後3ヶ月以内に所轄庁へ会計報告や事業報告を行うことが義務付けられています。しかし、被災地のNPO法人は職員の避難や事務所の被害等により、社員総会の開催や事業報告書の作成が困難です。総会を開催しても、定足数に達しない可能性もあります。

※ 報告書提出期限等の延長については、既に「特定非常災害」に該当するとして、内閣府から6月30日までの期限延長が発表されています。しかし、現状の措置では、4月～3月を事業年度とする法人に対する延長効果が無く、救済措置とならないため、より一層の延長をお願いします。

また、県内外で事務所を移転する法人も出てくると考えられます。

認定NPO法人については、震災による役員の死亡や寄付者名簿の散逸等により抵触する可能性のある認定取り消し要件もありますので、救済措置をお願いいたします。

③ 各省庁のNPO法人向け委託事業・補助金等の報告等の簡素化・期限延長

- ・各省庁が行うNPO法人に対する委託事業・補助金等の報告や変更届の簡素化・期限延長

理由：補助金に関しては、補助金適正化法の第十条第二項「天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更」に該当すると考えますが、それに該当することを明確に公表し、補助事業の事業変更・停止等をしやすくする措置を講じていただきたいと考えます。また、この対象は、被災地のNPO法人等に限定するのではなく、被災者支援活動に従事しているNPO法人等に広く適用すべきです。被災者支援事業に従事しているNPO法人には3カ月程度の事業延長を弾力的に認めていくべきです。さらに、委託事業においては、報告や延長手続について明確化する規定がなされていないので、被災地NPO法人及び被災者支援NPO法人への救済措置を早急に講ずるべきであると考えます。

④ NPO法人の事業再開に向けた緊急融資や税制支援

- ・介護保険事業や障害者自立支援事業を行うNPO法人に対する緊急融資
- ・被災したNPO法人に対する（軽）自動車税・自動車取得税等の減免

理由：被災地でNPO法人が各省庁・独法の委託事業や補助金の報告など事務手続きに忙殺されることは避けるべきです。事務負担の軽減をお願いいたします。また、被災地のNPO法人が事業を再開する際に、特に支出と収入にタイムラグがある介護保険事業者などでは、手元資金不足が表面化し資金繰りが悪化する可能性があります。さらに、津波による被害等で自動車を失ったNPO法人もあると考えられるため、無利子の緊急融資や税制支援等をお願いいたします。

(2) 被災地の復興や被災者の生活再建を応援する市民活動団体の活動活性化に向けた施策

長期にわたる被災地の復興には、被災地内だけでなく、全国の市民活動団体の支援活動を促進し、活性化することが必要不可欠です。

① NPO法人の救援・復興活動を促進する環境整備

- ・ NPO法人設立認証の認証期間の短縮
- ・ 「災害救援活動」「NPO支援」分野追加等の定款変更認証を事後報告化
- ・ 事業年度終了後3ヶ月以内の総会開催・報告書提出等の期限延長
- ・ 所轄庁をまたぐ事務所移転の定款変更認証を免除 等

理由：被災地支援のため、多くのNPO法人や市民が、「何か自分たちにできることを」と支援活動を始めようとしています。しかし、ほとんどのNPO法人は、定款の活動分野に「災害救援活動」が記載されていません（2010年末現在：「災害救援活動」分野は全体の6.3%のみ）。通常、NPO法人の設立や活動分野追加は所轄庁の認証が必要で、4ヶ月かかります。これを待っている間は迅速な支援活動が展開できません。設立認証期間の短縮や「災害救援活動」追加の柔軟化など、安心して支援活動できる環境整備をお願いいたします。

被災地支援に立ち上げようというNPO法人準備軍も多いのですが、認証期間が長いことに皆辟易しています。

また、被災地への緊急支援を最優先している関係で、総会開催や事業報告の余裕がないNPO法人もありますので、被災地のNPO法人と同様に、報告書等の提出期限延長（3カ月程度）をお願いいたします。

さらに、今回の被災地支援で、それまで東京にあったNPO法人がたとえば仙台に事務所を設けて長期支援に乗り出している例も出てきています。このような場合の定款変更、認証に関しては、期限を定めて事後報告・事後チェックという方式を採用いただきますようお願いいたします。

② 寄付金税額控除や新PST等の平成23年度税制改正の早期実現

- ・ 平成23年度税制改正法案に盛り込まれている所得税における寄付金税額控除方式の導入
- ・ 新しい「パブリック・サポート・テスト（PST）」（＝3千円以上の寄付者が100人以上でも認定）の導入
- ・ 地方税における条例指定法人制度やふるさと寄付金制度の活用拡大
- ・ 特定寄附信託制度（日本版ブランド・ギビング信託）の創設
など新寄付税制（市民公益税制）を一刻も早く実現すべきです。
- ・ 仮認定制度の導入やNPO法人会計基準の採用などのNPO法改正も今国会で実現すべきです。
- ・ また、いっそう寄付で地域復興できるよう、寄付金控除枠の拡大、繰越・繰上げ控除の制度化、足切りの廃止、年末調整における控除を認める等の措置をとるべきです。

理由：現在、被災地・被災者を救援するための全国・世界から1000億円を超える義援金・支援金が寄せられています。しかし、やはり大きな寄付や企業などからの寄付においては、寄付税制がハードルとなっていると聞いております。こんな震災の時の寄付税制ではないでしょうか。新寄付税制（市民公益税制）の実現は、被災地の復興を担う市民活動団体を税制面で強力にバックアップするために一刻も早く成立を切望しています。行政では行き届かない、被災者に寄り添った支援をNPOが行う上で、活動資金の確保に、寄付税制は極めて重要です。被災地のNPO法人も、新寄付税制やNPO法改正の早期実現を期待しています。

また、新会計基準を含むNPO法改正案は、今回集まった寄付を透明性を持って報告できるようにするために不可欠なものであり、従来の計画よりスピードアップした情報開示体制が求められます。

新会計基準については、民間のNPO法人会計基準協議会が作成した基準がわかりやすいとNPOの間でも評判であり、これを全面採用することを求めます。

現在、NPO法改正案の検討は、地方自治体との協議が進んでいない等があり、大きく遅れていると聞いていますが、政府は、積極的に来年4月の施行を目指して、作業をスピードアップすべきです。

③ 認定NPO法人制度や寄付税制の拡充・弾力的運用

同時に、戦後最大の災害である東日本大震災からの復興に向けて、国民・NPO・政府等が総力を挙げて取り組んでいくことを支援するために、以下のような寄付税制の更なる拡充や認定NPO法人制度の弾力的運用も行うべきです。この復興は、政府の資金だけでなく、まさに「新しい公共」の大きな力である「寄付」でしっかり進められるようにすべきです。

- ・ 個人の寄附金控除上限額（所得金額の40%）の引き上げ

⇒所得金額の40%に制限されている寄附金控除上限額を大幅に引き上げる。

- ・ 法人の寄附金損金算入限度額の引き上げ

⇒中小・零細企業では、非常に小さい寄附金の損金算入限度額を引き上げる。

- ・ 寄附金控除制度における「繰り上げ控除制度」の創設

⇒企業が短期の業績に左右されず安心して継続できるよう、寄附金控除の繰越控除制度（5年）を認める。また、今年、決算期直前に地震が起こったことに鑑み、平成24年度の寄附金を、23年度の所得から控除できる前倒し控除を特別に認める。

- ・ 寄附金控除における所得税・地方税の2千円の足切りを廃止する

⇒国民の支え合いの気持ちを大切に、余計な手間をかけないで済むように、所得税・地方税にある2千円の足切り金額を全廃する。

- ・ 年末控除で寄附金控除ができるよう早急に制度を整える

⇒今後、継続する復興を支えるためには寄附も継続できるようなインセンティブが必要である。寄附しても確定申告でしか控除できなければ、結局、寄附してメリットを受けられなかったという不満を増やすだけである。5年程度の時限でも構わないので、寄附金の年末調整制度の導入をお願いしたい。

- ・ 法人・個人事業主の被災者向け現物寄付に関する全額損金算入の明確化と弾力的運用

⇒現行でも、全額損金算入可能である法人の被災者向け現物寄付（自社製品提供）に関して、本制度の周知徹底を図る。同時に、「NPO法人」や「個人事業主」も含まれるか、自社製品だけでなく購入した物品も対象となるか等を明確化する。さらに、適用要件である「緊急に行う」ことを、例えば「復興完了までの当面の間」等、柔軟に運用する。

- ・ NPO法人が行うチャリティーバザー・チャリティー公演等に関する収益事業判定の緩和

⇒NPO法人が義援金・活動支援金集めに実施するチャリティーバザーやチャリティー

コンサート等は、「継続して、事業場を設けて営む」場合、法人税法上の「収益事業」に該当し、法人税の申告・納税義務が発生する。実際、通達ではチャリティーバザー等も年2回程度を超えると収益事業と判定されている。多くの自治体では、法人住民税均等割免除の可否は、収益事業の有無と連動している。そのため、収益事業判定を受けると、最大7万円の法人住民税も納付しなければならない。これでは、義援金・支援金集めにつながらない。こうした現状の改善し、チャリティー活動を促進するため、収益事業の判定基準を緩和もしくは明確化し、今回の地震のように特別の災害に対する期間（1年半程度）を区切ったチャリティー事業は「継続した事業」と見なさない旨、明らかにしてほしい。

・ **NPO法人が集めて送る義援金・活動支援金に対する寄付税制適用の明確化**

⇒既に多くのNPO法人が義援金や活動支援金を集め、自治体や日本赤十字社、中央共同募金会、認定NPO法人、社会福祉法人、一般のNPO法人等へ送っている。これらに対する寄付税制適用などの、税務上の取り扱いについては、国税庁ホームページ等で広報されているが、一般のNPO法人には理解しづらい。所轄庁とも連携して、より分かりやすい形で周知徹底を図り、経理上の処理方法、必要となる書類や手続などを明示して、安心して募金活動ができるようにしていただきたい。

・ **認定NPO法人が集める義援金・活動支援金に関する制限緩和と寄付税制適用の明確化**

⇒認定NPO法人でも義援金・活動支援金集めが活発に行われている。先述の通り、認定NPO法人でも約85%の法人は定款に「災害救援活動」の記載が無く、災害支援先も海外を想定した法人が多い。しかし、これら法人であっても、今回の震災を受けて、緊急支援として懸命な活動を行っている。活動支援金については、他団体へ送る場合と自団体で使用する場合がある。双方について、定款に「災害救援活動」や「NPO支援」等の活動が具体的に記載されていない認定NPO法人でも、その活動を税制上は特定非営利活動と認める他、定款変更までに集めた寄附金については、通常の通り、寄付金控除の対象とすることを明確化していただきたい。もしくは、事後報告で、定款の目的や事業を追加できることとし、それに関しては事後報告で、特定非営利活動の収支として扱える特例措置をお願いしたい。また、他団体へ送った支援金や自団体で使用した支援金を、「特定非営利活動事業費／総事業費 \geq 80%」要件や「受入寄附金総額のうち特定非営利活動事業費に充てた金額／受入寄附金総額 \geq 70%」要件等において、「特定非営利活動事業費」として認めることを明確化する。その場合、要件があるのであれば、早期にその要件を明示し、認定NPO法人に周知していただきたい。認定NPO法人と寄付者が安心して、支援できるよう制度上の環境整備を行う。

※NPO法上の「災害救援活動」追加の事後報告化とも連動

理由：既に多くの国民・企業、海外からも1000億円を超える寄付が集まっています。継続的で、被災者に寄り添った支援活動がNPOに求められており、より一層の寄付促進が不可欠です。しかし、現在の税制では、まだまだ寄付に制約が多いのが現状です。個人・法人双方の寄付税制拡充をはじめ、(認定)NPO法人がより安心して、積極的に募金集めやチャリティー活動を行えるように、制度面での環境整備をお願いいたします。

- ・被災者に義援金と共に活動支援金の募集を進めるとともに、中央共同募金会の募集する「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」において上記専門スタッフの人件費等の配分を認めるべきです。

理由： 指定寄附金対象となった上記募金には、既に8億円近くの寄付が集まっています。寄付者は『ボランティア・NPOの息の長い継続的な活動を支えるための「助ける人を助ける」新しい募金』という趣旨に賛同し、寄付しています。寄せられた募金を活かし、より成果を上げるためには、前例に囚われることなく、ボランティアコーディネーターや組織のマネージャー、一定の期間管理業務等に従事する人への人件費への助成配分を認めるなど、現場からの声を反映していただくようお願いいたします。

モノとボランティアがいても、コーディネーターやマネージャー、そしてきちんとした事務管理者・総務スタッフがいなければ組織や人は機能しません。

3. 行政と市民活動団体の連携推進

- ・「震災ボランティア連携室」は、特に市民活動と関係省庁との連携を進めるコーディネーション機関として、その取り組みの活発化を望みます。

今回、「震災ボランティア連携室」が開設されたことは、これまでの災害時にはなかった画期的な施策だと考えます。

ただし、ホームページの「助け合いジャパン」において、「募金をしたい方へ」に紹介されている「現在、現地で活動している主なNPO/NGO」に掲載されている団体は、現に活動している団体のほんの一部であり、政府の責任で作成されたホームページで、これらわずかな団体だけにお墨付きをつけているような印象を与える点では、課題があるようにも思います。こうしたPRに熱心な団体だけが紹介されるのではなく、連携室から現地で活動している団体に積極的にアプローチをして寄付先を開拓するなり、あるいは明確な判定基準をもって「配分団体」だけに紹介先をしぼる方が公正であるように思います。

この例にありますように、「震災ボランティア連携室」の本来の役割は、NPO/NGOに政府としてお墨付きを与えることではなく、バラバラな取り組みがなされがちな各省庁と、NPOとのパイプ役になることではないかと思えます。

この点、民間側では、全国的な被災者支援のボランティア・NPO等のネットワークである「東日本大震災支援全国ネットワーク」が結成され、活動を開始しています。

このネットワークと政府との定例会議も第一回目がスタートしていると聞いております。

今後は、このネットワークと政府との定例会議をしっかりと定例化し、関係省庁の課長級が出るものとして、有益な話し合いができる場へと発展させていくこととともに、そこでの関係省庁の調整を「震災ボランティア連携室」が中心となって進めていくことで、新しい公共のモデルができてくるのではないかと考えています。

もっとも、初めての試みですから、試行錯誤を繰り返しながら事業を進めていただいて良いと思います。被災地で自衛隊とボランティアが協働するなど、従来にはない連携が着実に進んでいます。今後、さまざまな形で連携が進むことを期待しています。

東日本大震災支援全国ネットワーク

Japan Civil Network for Disaster Relief in East Japan

《組織概要》

東日本大震災支援全国ネットワークは、東日本大震災における被災者支援のために結成された、全国の災害支援関係のNPO/NGO等、民間団体のネットワークです。

阪神・淡路大震災以来、被災者支援において民間団体も大きな力を発揮してきました。しかし、今回の震災では、その被害があまりにも甚大かつ広域であるため、個々の民間団体がそれぞれに活動していても、支援が届かない地域が出てしまうなど、私たちの支援が効果的に発揮されない可能性があります。

そこで、私たちは、災害支援に関するNPO/NGOをはじめとする民間団体で連携し、被災者の未来のために活動していきたいと考えています。

《活動内容》

活動内容は主に以下の8つがあり、それぞれにチームを形成して取り組んでいます。

- 資金チーム：寄附の効果的活用のための連携
- 地域ネットワークチーム：被災者支援の活動を行う各地のネットワークとの情報交換との連携など
- 制度チーム：制度要望など、政府との連携、規制緩和や災害政府への要望
- ガイドライン・チーム：支援する人のガイドライン作成
- 情報チーム：情報の集約と提供
- ユースチーム：より学生・若者が活動しやすくするための環境整備
- 国際チーム：国際協力NGO、海外のNGO等との連携
- 広報チーム：各種メディア対応

《代表世話人》

- ・東京災害ボランティアネットワーク／「広がれボランティアの輪」連絡会議 山崎美貴子
- ・特定非営利活動法人 日本NPOセンター 田尻佳史
- ・特定非営利活動法人 レスキューストックヤード 栗田暢之

《世話団体》（※は常任世話団体）

- ・特定非営利活動法人 NPO事業サポートセンター ※
- ・社会福祉法人 大阪ボランティア協会
- ・特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター（JANIC） ※
- ・公益財団法人 公益法人協会
- ・特定非営利活動法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 ※
- ・特定非営利活動法人 静岡県ボランティア協会

- ・認定特定非営利活動 市民活動センター神戸
- ・認定特定非営利活動 ジャパン・プラットフォーム（JPF）
- ・特定非営利活動法人 自立生活サポートセンター・もやい
- ・公益財団法人 助成財団センター
- ・社会福祉法人 中央共同募金会 ※
- ・東海地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会
- ・東京災害ボランティアネットワーク
- ・特定非営利活動法人 日本NPOセンター ※
- ・一般社団法人 日本サードセクター経営者協会
- ・財団法人 日本財団 ※
- ・日本生活協同組合連合会 ※
- ・公益社団法人 日本青年会議所 ※
- ・日本赤十字社 ※
- ・財団法人 日本YMCA同盟 ※
- ・被災地NGO協働センター
- ・「広がれボランティアの輪」連絡会議 ※
- ・特定非営利活動法人 レスキューストックヤード ※

《監事》

- ・齊藤弁護士事務所 齊藤 誠
- ・脇坂税務会計事務所 脇坂誠也

《参加団体・協力団体》

4月4日現在 239団体

《事務局》

東日本大震災支援全国ネットワーク事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 5F

(東日本大震災支援全国ネットワークのホームページ <http://www.ipn-civil.net> を参考に作成)